

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次 条 例

○愛知県県税条例等の一部を改正する条例	第37号	(税務課)	3
○廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例	第38号	(資源循環推進課)	13
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第39号	(健康福祉総務課)	13
○医療法施行条例の一部を改正する条例	第40号	(医療福祉計画課)	14
○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第41号	(高齢福祉課)	16
○指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第42号	(障害福祉課)	16
○指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第43号	(同)	17
○愛知県都市公園条例の一部を改正する条例	第44号	(公園緑地課)	17

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇愛知県県税条例等の一部を改正する条例（条例第37号）

##### 1 法人の県民税及び法人の事業税

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等に対し、平成32年4月1日以後に開始する事業年度に係る納税申告書及び添付書類を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法により提出することを義務付けることとした。

##### 2 不動産取得税

都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する一定の低未利用土地について、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産について、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

##### 3 県たばこ税

次に掲げる日以後に売渡し等が行われた製造たばこに係る県たばこ税の税率を、それぞれ次に定める税率に引き上げることとした。

- ア 平成30年10月1日 1,000本につき930円
- イ 平成32年10月1日 1,000本につき1,000円
- ウ 平成33年10月1日 1,000本につき1,070円

- 4 旧紙巻たばこ3級品に係る税率の特例の廃止に伴う経過措置を平成31年9月30日まで延長することとした。
- 5 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。
- 4 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、平成30年10月1日から施行することとした。ただし、一部については、平成31年1月1日、平成32年4月1日、同年10月1日、平成33年10月1日、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（この条例の公布の日が同法の施行の日以後となる場合には、公布の日）又は産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（この条例の公布の日が同法の施行の日以後となる場合には、公布の日）から施行することとした。

◇廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、屋外で一定の産業廃棄物を保管する場合の届出を要しない者に、産業廃棄物の一体的処理に係る特例の認定を受けた者を追加することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 医療法施行規則に基づき病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているとして医師の宿直義務の例外を認める事務を豊橋市、岡崎市及び豊田市に移譲する等市等が処理することとする知事の権限に属する事務の追加を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇医療法施行条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による医療法の一部改正に伴い、条例で定めることとされた療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置を定めることとした。
- 2 医療法施行規則の一部改正に伴い、条例で定めることとされている病院及び療養病床を有する診療所の従業者の員数に係る経過措置を平成36年3月31日まで延長することとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正により条例で定めることとされた共生型居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることとした。
- 2 この条例は、平成30年8月1日から施行することとした。

◇指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正により条例で定めることとされた共生型障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 この条例は、平成30年8月1日から施行することとした。

◇指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により条例で定めることとされた共生型障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、平成30年8月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

◇愛知県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 愛・地球博記念公園の水泳場を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成30年10月1日から施行することとした。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十一号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年愛知県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十四条第一項」を「第七十二条の二第一項各号、第七十四条第一項」に、「」並びに「を」）、第百十五条の二の二第一項各号並びに「に改める。

第二条中「法」を「法第七十二条の二第一項第一号の条例で定める基準、同号の条例で定める員数及び同項第二号の条例で定める基準並びに法」に改める。

第二十三条中「法」を「法第百十五条の二の二第一項第一号の条例で定める基準、同号の条例で定める員数及び同項第二号の条例で定める基準並びに法」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に完結した改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条第一号（同条例第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる記録（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十二条の二第一項の申請に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービス及び同法第百十五条の二の二第一項の申請に係る同法第五十三条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスに係るものに限る。）の保存に係る同条例第五条（同条例第二十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第五条中「五年間」とあるのは、「二年間」とする。

指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十二号

指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年愛知県